主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人太田隆徳の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決の挙示する証拠関係及びその説示に 照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。右違法の あることを前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠く。論旨は、採用すること ができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

夫	康	上	岸	裁判長裁判官
_	盛		岸	裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亨		ılı	本	裁判官